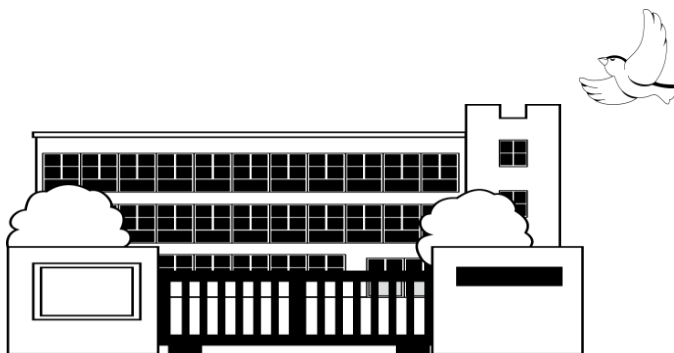


保存版



船橋小学校 PTAのしおり



このPTAのしおりは6年間使用します。
大切に保管してください。
年度始めの保護者会、総会の時には忘れずにお持ちください。

令和8年4月発行

船橋希望学舎 世田谷区立船橋小学校 PTA

世田谷区船橋 4-41-1 電話 03 (3482) 2367~8



船小 PTA へようこそ



PTA とは

保護者 (Parents) と
教師 (Teacher) で作る子どものための
会 (Association) です。

PTA への加入は本来任意ですが、船橋小学校では
みんなで子どもたちを見守っていくという気持ちで
入学と同時に加入していただいています。
子どもたちの幸せにつながる大切な活動ですので
積極的に参加しましょう！

PTA 会員になると所属が決まります

<p>○年○組○○グループの 学級PTAの一員となります ＜学級グループ制＞ * P.2 参照</p>		<p>千歳台 地区班 船橋 ○-○班の 一員となります *通学路を基に8ブロック20班に分割</p>	
<p>学級連絡グループ</p> <p>クラスと担任の先生との連絡役となり、クラスがひとつにまとまるように務めます。 P.2参照</p>	<p>研修グループ</p> <p>各種研修会の企画・実施・参加をします。 P.3参照</p>	<p>船橋1丁目 (1~3班)</p>	<p>船橋4丁目 (4A・4B班)</p>
<p>活動グループ</p> <p>あおばまつり・ふれあいまつり等、企画・実施をします。 P.3参照</p>	<p>援助グループ</p> <p>学校行事・地域の活動・ベルマーク活動をお手伝いします。 P.3参照</p>	<p>船橋1丁目 (4・5班)</p>	<p>千歳台1・2・3丁目 (1班)</p>
		<p>船橋2丁目 (1A・1B・2・3班)</p>	<p>千歳台2・3丁目 (1班)</p>
		<p>船橋3丁目 (1A・1B・2A・2B班)</p>	<p>(2024年度現在)</p>
		<p>船橋4丁目 (1~3班)</p>	

PTA 会費を支払います

地区班については「校外」について
知ってください!!」を
ご覧ください

1家庭 1ヵ月 200円
1年間 2,400円を
納入していただきます。

(1年分、一括引き落としになります)

本会費はPTA活動や子どもたちのために使われます。

学級 PTA とは . . .

- 学級の保護者と教師で構成されます。
- 会員の全員が4つのグループ（学級連絡・活動・研修・援助）のいずれかには入ります。《学級グループ制》

学級連絡グループ

学級の担任の先生との連絡役となり、学級の親睦会を企画、実施し、学級がひとつにまとまるように務めます。

<活動内容>

<学級長>

学級の意見をまとめ、学級の代表として議決権を持って運営委員会に出席し、発表します。

<副学級長>

学級長の補佐をし、必要に応じて代理を務めます。

給食試食会のお手伝い及び、クラス親睦会の企画・実施をします。

<広報委員>

船橋小 PTA 広報誌「ふなばし」の企画・編集・発行をします。

<運営本部員選出委員>

PTA 会員の中より次年度の PTA 本部員を選出し、承認をうけます。原則、PTA 運営本部員経験者になります。

<サマー委員> . . . 臨時委員会 ※前年度に選出

サマースクールの講座運営をサポートします。

<卒業対策委員> . . . 臨時委員会

詔書ホルダー・記念品の選定や感謝会のサポートをします。

* <運営本部員>

PTA 活動の中心となって、企画・運営します。

* <地区校外委員> . . . 8地区の中から8名選出されます。 ※前年度に選出

PTA 校外委員長・副委員長と世話人のパイプ役です。校外委員会に出席します。

* <サマースクール実行委員>

夏休みの子どもたちの体験的学習講座を企画・運営します。

活動グループ

イベントを通して「親子のふれあい」を深め「地域とのつながり」を活性化します。

<活動内容>

おまつりで PTA が担当するコーナーの企画・実施

- ・船橋あおばまつり・遊び場ふなっ子夏まつり
- ・船橋ふれあいまつり
- ・運動会パトロール

研修グループ

先生と保護者同士が学校への理解を深めたり、諸問題を先生方と共に考え解決を目指す場（単 P 研修会）と、心身共に健全な児童の育成を目指し、家庭教育のあり方等を学習する場（家庭教育学級）を企画・実施します。

<活動内容>

●家庭教育学級●

家庭教育学級を 2～3 回程度企画・運営（学舎合同家庭教を含む）

●単 P 研修会●

単 P 研修会の企画・運営

●ブロック研修会●

ブロック研修会に参加

●世小 P 合同研修会●

世小 P 合同研修会に参加

援助グループ

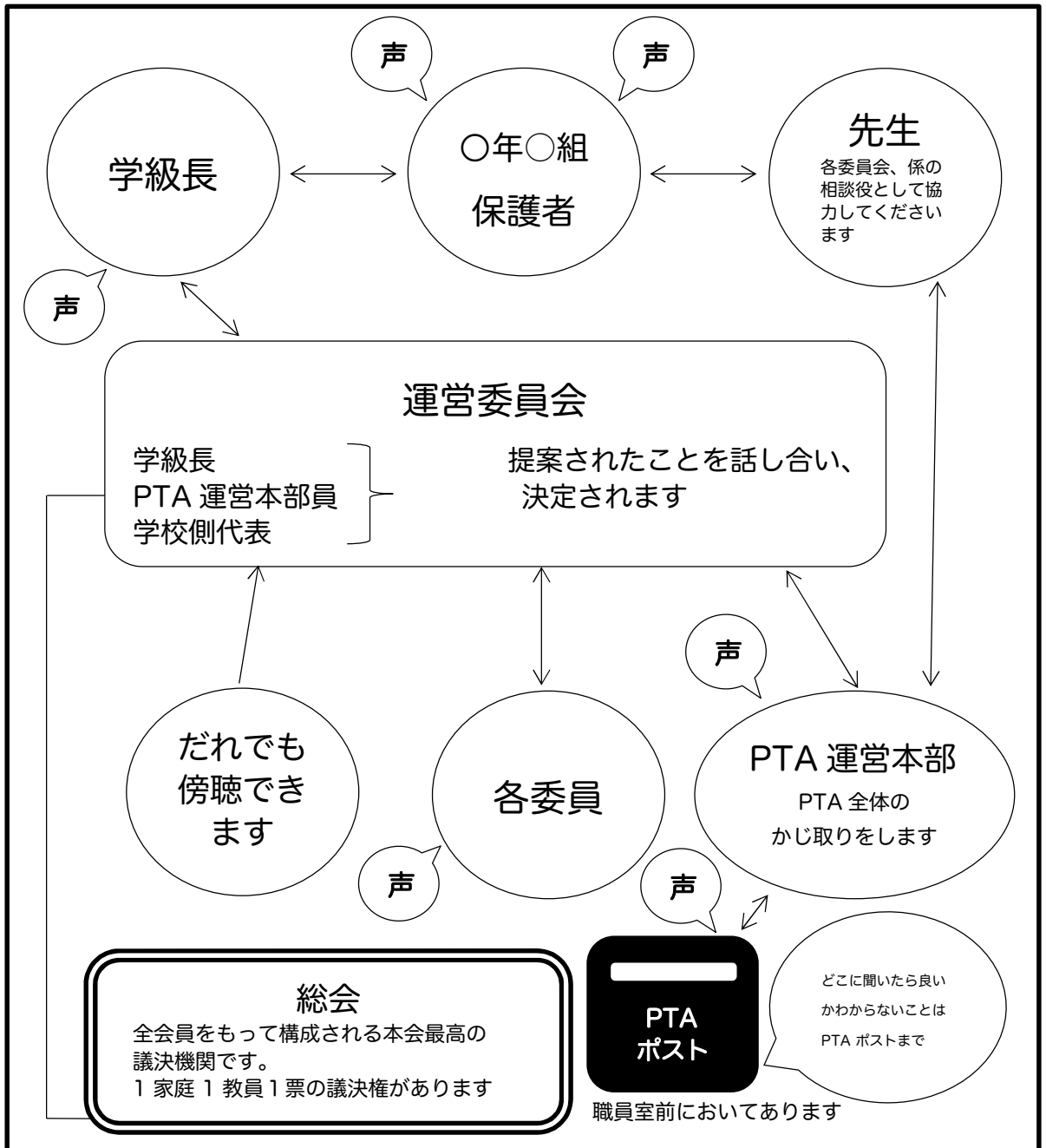
学校行事・地域の活動への参加とお手伝いを通じ、学校・地域へ貢献します。

<活動内容>

- | | |
|-------------|------------|
| 1 総会の設営 | 5 校庭パーティー |
| 2 ペナントギャラリー | 6 船橋防災フェスタ |
| 3 ラジオ体操 | 7 ベルマーク集計 |
| 4 学校に泊まろう会 | |

会員の 声 はこのように反映されます

保護者会などで話し合われた会員の皆様のご意見は、委員会及び運営委員会に取り上げられます。



ご質問には「PTA だより」などを通してお答えしていきます。
記名してくだされば、各担当よりご連絡いたします。

PTA 運営本部

私たちはPTA活動を盛り上げていきます!!

役員

- 会長 — PTA の代表として PTA のすべての運営活動にあたります
- 副会長 — 会長の補佐をし必要に応じて会長の代理を務めます
- 書記 — 各会議の記録をとり、書類等文書を作成、保管をします
- 会計 — PTA 会費の管理、予算書・決算書の作成、出納簿、預金通帳の管理保管をします

スタッフ

各グループ及び校外委員会の活動要請を受け、同等の業務を行います

活動グループ リーダー

運動会のパトロールの他、「船橋あおばまつり」「遊び場ふなっ子夏まつり」「船橋ふれあいまつり」「昔遊びイベント」で、PTA が担当するコーナーの企画・実施の責任者です

研修グループ リーダー

単P 研修会、家庭教育学級の企画・運営の責任者です
ブロック研修会・世小P 合同研修会出席（参加）取りまとめの責任者です

援助グループ リーダー

「総会」「ペナントギャラリー」「ラジオ体操」「学校に泊 まろう会」「校庭パーティー」「船橋防災フェスタ」「ベルマーク」等のお手伝いの責任者です

校外委員長 校外副委員長

地区校外委員、世話人とともに、保護者や地域との連携をはかり、子どもの校外生活の安全に関する活動を行います

詳細は P. 7 以降をご覧ください。

★★★★★ **PTA運営本部長** ★★★★★

✿ = PTA 運営本部長

✿役員

PTAと学校、地域のパイプ役としてPTA活動がスムーズに行われるように務めます。会長・副会長・書記・会計で構成されます。

<活動内容>

○校内

- ・ 総会、運営委員会の準備進行
- ・ 各種委員会、学校行事への参加、お手伝い
- ・ PTAのしおり発行
- ・ PTA会費の管理及び運用
- ・ PTA関係の原稿作成、印刷、配布

○地域

- ・ 青少年船橋地区委員会、地域との連絡会、近隣小中学校の行事に出席
- ・ 遊び場開放運営委員会に出席、行事お手伝い

○世小P第4ブロック

- ・ 理事会、連絡会、研修会に出席

○船橋希望学舎

- ・ 学舎の会に出席

✿スタッフ

PTA運営・活動が円滑に進められるようにサポートします。

<活動内容>

- ・ 運営・活動全般の補佐
(印刷・音響・備品発注等)
- ・ 各グループ及び、校外委員会の活動要請を受け、業務を行う
(各種会議出席等)
- ・ 各種行事お手伝い

✿グループリーダー
(活動、研修、援助)

各グループ全体のまとめ役です。

<活動内容>

- ・ 各グループの活動する内容を企画・実施
- ・ 予算委員会に出席、予算案の作成
- ・ 遊び場開放運営委員会に出席、行事お手伝い（活動）
- ・ 各種行事お手伝い

✿校外委員長
✿校外副委員長

校外委員と世話人の取りまとめを行います。保護者と地域との連携をはかります。

<活動内容>

- ・ 校外委員会の開催
- ・ 世話人会の開催
- ・ 予算委員会に出席、予算案の作成
- ・ 校外だより、安全マップ、防犯ポスターの作成発行
- ・ 船橋子ども安全ボランティア隊、子ども110番のとりまとめ
- ・ 青少年地区委員会に参加等
- ・ 地区班活動のとりまとめ
- ・ 地区子ども会のとりまとめ(2020年度より任意)
- ・ 各種行事お手伝い



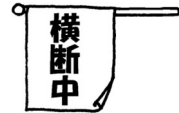
★★★★★ **各委員会** ★★★★★

校外委員会

子どもの校外での生活を豊かに、かつ安全にする事を目的とし、保護者と地域の方々と連携をとり協力しあい、犯罪や事故から守ります。

<活動内容> *詳しくは冊子「校外について知ってください!!」をご覧ください。

- 地区班のとりまとめ
- P T Aパトロール（ながらパトロール）
- 安全指導
- 校外だよりの作成・印刷・配布
- 交通安全教室開催
- 成城警察署「交通安全母の会」に参加
- 安全マップや防犯ポスターの作成



広報委員会

船橋小学校 P T A をより知っていただくための広報誌を作成します。

<活動内容>

- 船橋小 P T A 広報誌「ふなばし」の企画・編集・発行



船橋小 豆知識

Q：校章の意味は？

A：全体の形は「船」。中心の「】【」は地図記号の橋。さらに「・」を組み合わせることにより、「小」の文字をイメージし、カタカナの「フナ」を変形させているよ。

色は緑の希望と青の大空をあらわしているんだよ。

運営本部員選出委員会

学級の親睦をはかりつつ、学級連絡グループの協力を得て、PTA運営本部員の候補者を選出します。

<活動内容>

- ・ 選出人数の検討
- ・ 各学級1名以上選出
- ・ 候補者決定後、互選会を企画し、PTA運営本部員の役職を決定

卒業対策委員会

卒業行事のサポートをします。

<活動内容>

- ・ 「感謝の会」のサポート
- ・ 卒業諸費用会計（証書ホルダー・記念品）

サマースクール実行委員会

夏休みの子どもたちの体験的学習講座を企画・運営。

<活動内容>

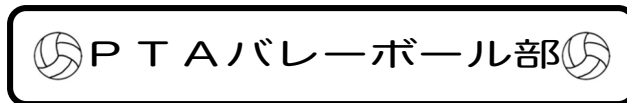
- ・ 夏休みに向けて講座を企画、当日の講座運営。
- ・ サマー委員と連携し活動。有料講座の集金等。

★★★★★ **その他** ★★★★★

	会計監査	
--	------	--

その年度の会計を監査し、結果を総会で報告します。

★★★★★ **同好会** ★★★★★



P T A バレーボールの各大会等でスポーツを通じて他校との交流を深めます。

<活動内容>

- 週2回程度船橋小体育館にて練習。その他随時他校との練習試合を行う
- 世小Pブロック大会・審判講習会・その他各大会に参加
- オヤジの会ソフトバレーボール大会や教職員バレーボール大会審判お手伝い

オヤジの会

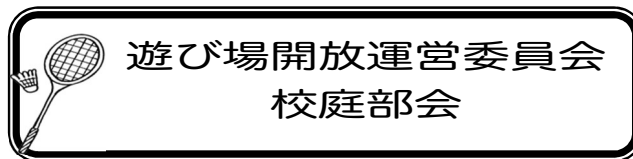
古き良き時代のオヤジを目指しながら、学校や地域の中で子どもたちとの触れ合いを大切にします。

<活動内容>

- ・ 新入生歓迎スポーツ交流会開催
- ・ 世小Pソフトボール大会参加
- ・ 運動会パトロール
- ・ 船橋あおばまつり出店
- ・ 遊び場ふなっ子夏まつり出店
- ・ 船橋防災フェスタ参加
- ・ 学校に泊まろう会開催
- ・ 神明神社秋祭り出店
- ・ オヤジの会ソフトバレーボール大会参加
- ・ 校庭パーティー開催
- ・ オヤジの社会科見学（校外レクリエーション）開催



★★★★★ 区からの委託 ★★★★★



世田谷区教育委員会の委託により、遊び場開放運営委員会が、区立小学校の校庭を子どもたちの安全な遊び場として開放し、体を使って遊ぶ事の楽しさを伝えます。

<活動内容>

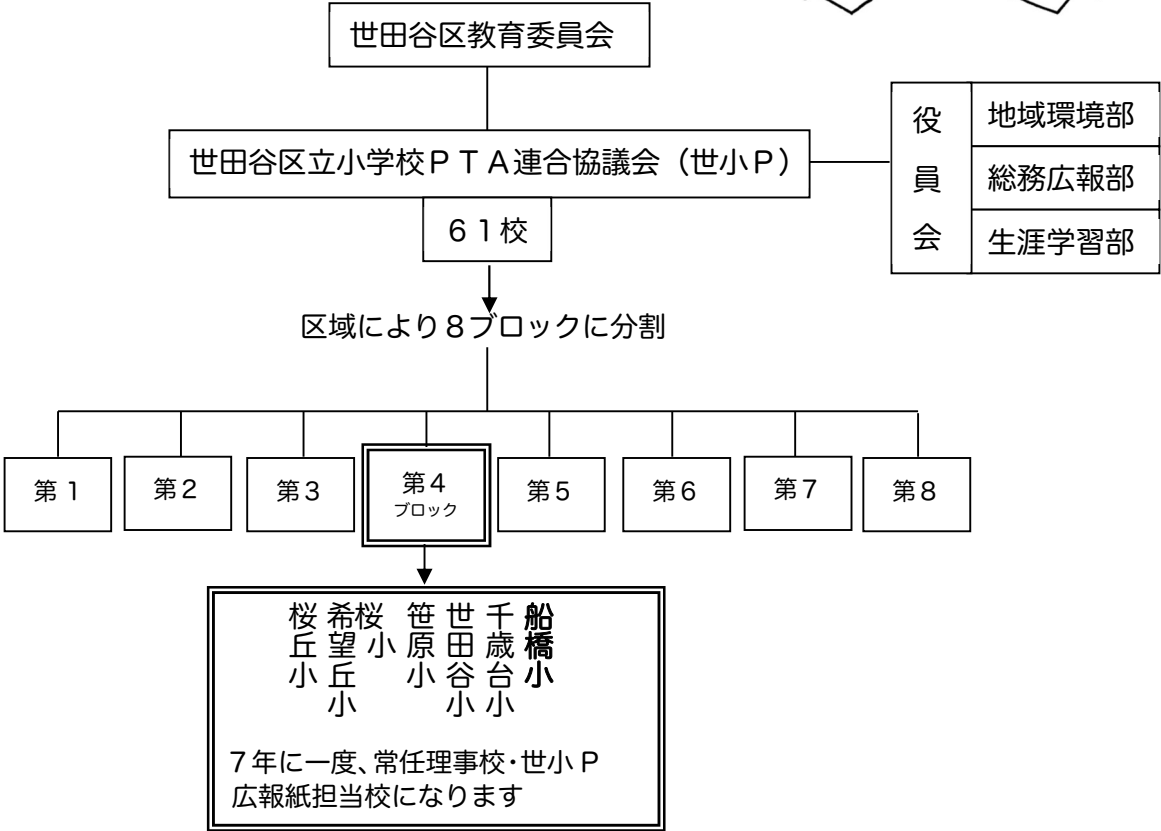
- ・ 土、日、祝日、春、冬休みに校庭を開放
- ・ 船橋小独自の活動としてイベントを主催・協力
主催イベント・・・遊び場ふなっ子夏まつり、昔遊びイベント
協力事業・・・学校に泊まろう会、校庭パーティーなど

P T A の対外的な仕事

健全な P T A 運営を推進するためには、他の学校、地域との連携は欠かせません。船橋小の属する世小 P や周辺の小中学校、地域の方々と交流をはかり、協力することにより、一つの P T A だけではわからないいろいろな知識や情報が得られます。また、教育環境の改善に対しても大きな力となります。以下、対外的にどのような活動があるのかまとめました。

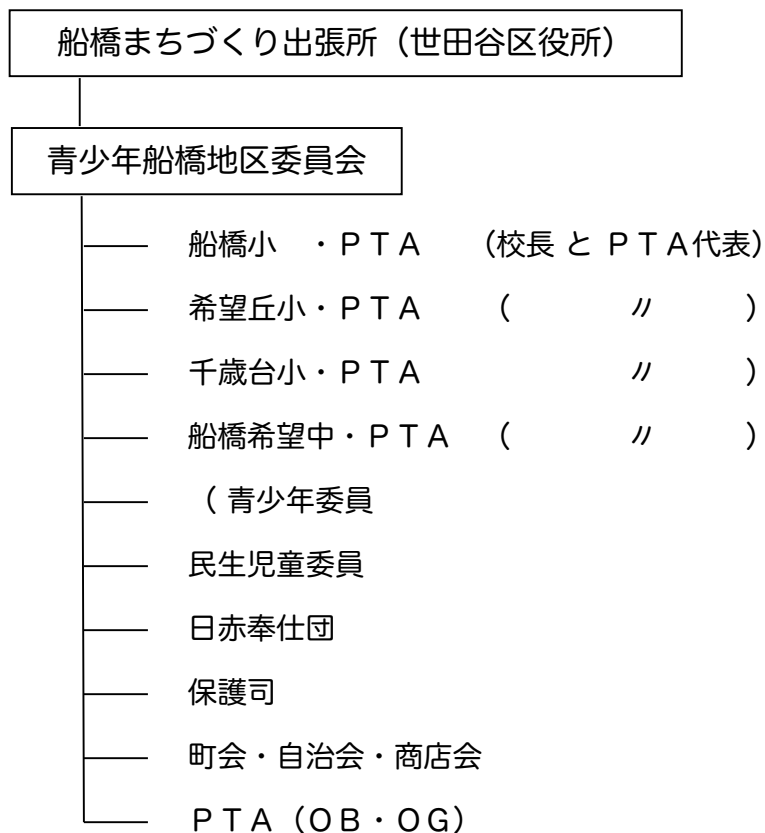


(1) 世田谷区の教育行政とのかかわりあい



- <関連する活動内容>
- 世小 P 理事会(校長・会長)
 - ブロック研修会(全会員)
 - 地域環境連絡協議会
 - 世小 P 総会(全会員)
 - 合同研修会(全会員)
 - 世小 P バレーボール大会
 - ブロック連絡会(役員)
 - 青少年問題懇談会
 - お父さんのソフトボール大会
 - みんなで学ぶ PTA(役員・学級長・研修 GL・広報・校外)
- <各校委託されている活動内容>
- 家庭教育学級
 - 単 P 研修会
 - 交通安全教室

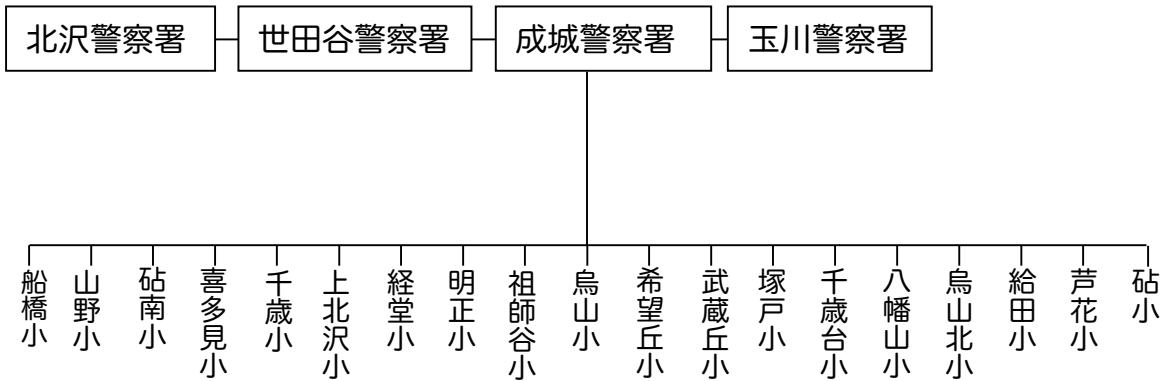
(2) 地域行政とのかかわりあい



<関連する活動内容>

- ・ 地域懇談会／地域交流会
 - ・ 研修会
 - ・ 船橋あおばまつり
 - ・ 船橋ふれあいまつり
 - ・ 子どもぶんか村
 - ・ 地区子ども会活動（地域予算で補助）
 - ・ 船橋防災フェスタ
 - ・ 遊び場開放運営委員会
 - ・ 学校協議会
 - ・ 避難所運営
 - ・ 防犯パトロール
 - ・ 船橋小子ども安全ボランティア隊
- 等

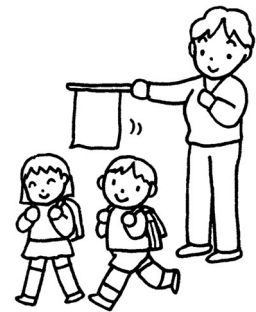
(3) 司法行政（警察署）とのかかわりあい

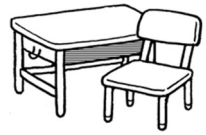


19年に一度
地域環境連絡協議会 担当校になります

<関連する活動内容>

- 署別懇談会（行政の説明）
- 交通安全指導者講習会
- 交通安全教室の講師
- 成城交通安全母の会
- 変質者等の連絡
- 交通安全上の要望書の提出
- 春の情報交換会（世小 P）
- 秋の地域環境連絡協議会（世小 P）





♪ PTA 室は・・・

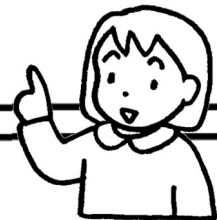
PTA 室は、会員の皆さんが打ち合わせ等に利用できます。
使用後は責任をもって後片付けをしてお帰りください。

♪ 印刷について・・・

PTA 活動に関することなら会員どなたでも PTA 室複合機、プリンター
を利用できます。使い方については各機械にマニュアルが設置されてい
ます。

○ 掲示版 ○

PTA へのご意見・ご質問等は、職員室前の
PTA ポストにお願いします。
会員皆さんのたくさんの声をお待ちしています！！



船橋小学校 PTA規約

2020年7月発行

船橋希望学舎 世田谷区立船橋小学校 PTA

船橋小学校 PTA 規約

第1章 総 則

第1条 〔名称および事務所〕

本会は、船橋小学校 PTA といひ、事務所を世田谷区立船橋小学校内に置く。

第2条 〔会 員〕

本会の会員は、船橋小学校児童の父および母またはこれに代わる人（以下保護者といふ）ならびに教師をもつて構成する。

第3条 〔目 的〕

本会の目的は、次のとおりとする。

1. 保護者と教師の協力によつてよりよい教育環境を作り、児童の健やかな成長を図る。
2. 会員の教養を高め、会員相互の親睦を図る。

第4条 〔方 針〕

本会は、次の方針に従つて活動する。

1. 児童の校外生活を充実させるために、地域との交流を図る。
2. 児童青少年の教育および福祉のために、活動する他の団体および機関と協力する。
3. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為をしない。
4. 本会または本会の役員の名で、政治活動や宗教活動をしない。
5. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第2章 活 動

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 児童の生活指導に関する活動。
2. 児童の福祉・健康に関する活動。
3. 学校教育および家庭教育の充実に関する活動。
4. 会員の教養・親睦に関する活動。
5. その他教育上必要と認められる活動。

第3章 会 計

第6条 本会の会計は、次の各項に定めるところによる。

1. 本会の経費は、会費等で賄われる。
2. 本会の会費は、1家庭当月額 200 円とし1年分を前納する。ただし特別の事情がある会員に対しては、その申し出により、役員会で協議して減免返済することができる。
3. 本会の経費は、総会で議決された予算に基づいて支弁され、決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
4. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第4章 組織および運営

第7条 【組織および運営】

1. 本会の目的を達成するために、役員会、運営委員会、グループ長会(学級連絡・活動・研修・援助)、校外委員会、学級 PTA を置き、予算委員会、運営本部員選出委員会、広報委員会を設ける。
2. 本会の会計を監査させるために、会計監査を置く。
3. 必要に応じて特別委員会を設けることができる。
4. 本会の必要な事項は、細則で定める。

第8条 【役 員 会】

1. 役員会は、会長または副会長が必要と認めるときは、随時開くことができる。
2. 役員会は、運営委員会で相談する原案の一部または必要な事柄について協議し、その議事運営を図る。
3. 役員会の構成は次のとおりとする。
 - 会 長・・・1(P)
 - 副会長・・・3以上(P2以上、T1)
 - 書 記・・・3以上(P2以上、T1)
 - 会 計・・・3以上(P2以上、T1)
4. 役員会の任務は次の通りとする。
 - (1) 会 長・・・本会を代表し、総会および運営委員会、役員会を招集する。
 - (2) 副会長・・・会長を補佐し、必要に応じてその代理を務める。運営委員会の議長となる。
 - (3) 書 記・・・総会および運営委員会、役員会の通知や諸事、ならびに本会の活動に関する実施事項を記録し、保管する。
 - (4) 会 計・・・本会の全ての収入・支出を記録し、会計監査を経た決算を総会で報告する。

第9条 【PTA 運 営 本 部】

PTA運営本部は役員、スタッフ、活動グループリーダー、研修グループリーダー、援助グループリーダー、校外委員長・副委員長をもって構成する。

第10条 【会 計 監 査】

1. 会計監査は、3名（P2、T1）で構成され、常任とする。ただし、他の役員と兼任することはできない。
2. 会計監査員は、その年度の会計を監査し、その結果を定期総会で報告する。
3. 次年度会計監査員候補者は、11月末までに役員会により推薦され、運営委員会にて承認・決定される。

第11条 【運 営 委 員 会】

1. 運営委員会は総会に次ぐ議決機関として、PTA運営本部員、各学級代表をもって構成する。定員の3分の2以上の出席をもって成立する。
2. 必要に応じて出席者を要請することができる。
3. 議事は出席者の過半数をもって可決され、可否同数の場合は議長が決める。
4. 運営委員会の任務は次のとおりとする。
 - (1) 総会に提出する事項の立案、報告書の作成、および総会で審議決定されたことの執行。
 - (2) PTA運営本部、校外委員会、その他委員会で立案された計画の審議決定。
 - (3) その他、重要な事項および緊急を要する事項の審議決定ならびにその執行。

第12条 【学 級 P T A】

1. 学級PTAは、学級の保護者と教師をもって構成する。
2. 学級の保護者は、学級連絡グループ、活動グループ、研修グループ、援助グループのいずれかに所属する。各グループ長は互選により選出される。
3. 学級PTAは、必要に応じて学級連絡グループ長が他のグループ長および教師と連絡をとり、学年ごとまたは学級ごとに開くことができる。

第13条 【グ ル ー プ 長 会】

1. グループ長会は、グループリーダーと各グループ長が活動の円滑化を図るために話し合う会とする。
 - (1) 学級連絡グループ長会
 - (2) 活動グループ長会
 - (3) 研修グループ長会
 - (4) 援助グループ長会
2. グループリーダーは各グループ長会をとりまとめる。

第14条〔地区校外班〕

1. 全会員はそれぞれが各地区班に所属する。
1. 地区班は町名に基づいた班編成とする。

第15条〔校外委員会〕

1. 校外委員会は、児童の校外生活を豊かに、かつ安全にすることを目的として活動する。
2. 校外委員会は委員長(P1)、副委員長(P1以上, T1)、校外委員をもって構成する。
3. 地域より校外委員を選出し、校外委員長・副委員長がこれを取りまとめる。

第16条〔予算委員会〕

1. 予算委員会は、役員、各グループリーダーおよび校外委員長、予算に関わる委員会、同好会で構成し、副会長が委員長となる。
2. 予算委員会は、新年度の予算案を審議し編成する。

第17条〔運営本部員選出委員会〕

1. 運営本部員選出委員会の構成は、各学級から1名、教師から1名とする。年度始めに委員を選出し、委員長・副委員長を互選する。
2. 運営本部員選出委員会は、次年度PTA運営本部員の候補者を、年度の最終運営委員会までに選出する。
3. 上記の手続きによって選出されたPTA運営本部員の候補者は、運営委員会にて承認・決定される。
4. 運営本部員選出委員は、PTA運営本部員の候補者および会計監査員の候補者になることができない。
5. 各学級から選出される運営本部員選出委員は原則としてPTA運営本部の経験者とする。

第18条〔広報委員会〕

1. 会報を中心に広報活動をする。
2. 各学級から1名の委員を選出し、互選により委員長・副委員長を決める。

第19条〔任期〕

1. PTA運営本部員、会計監査員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1カ年とする。
2. PTA運営本部員については本人の立候補以外再任は無いものとする。
3. PTA運営本部員、会計監査員にやむを得ない事情により欠員が出た場合は、役員会が後任者を推薦し、運営委員会にて承認する。

第5章 総 会

第20条 総会は、全会員が出席の義務と権利を有する本会の最高議決機関で毎年2回の定期総会を開く。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。

1. 定期総会(年度末)

(1)次年度PTA運営本部員および会計監査員の報告と承認。

(2)(1)のみが議案の場合、会員招集の総会を開かず書面決議を適用することができる。

2. 定期総会(5月)

(1)前年度活動報告。

(2)前年度決算の報告と承認。

(3)活動計画案の説明および承認。

(4)予算案の審議と承認。

3. 臨時総会

臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合はこれを開くことができる。

第21条 総会の定足数は、委任状を含めPTA加入の家庭数および教員数の合計の5分の1とする。決議は出席の家庭数および教員数の合計の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は議長が決める。

第22条 総会の議長団は、会員より選出し、総会の議事をつかさどる。

第6章 規約の変更等

第23条 本会の規約の変更は、総会の決議により行なわれる。

第24条 本規約の細則、付則、内規については、運営委員会で決める。

第25条 本会の規約、付則、細則および内規にない事項については、運営委員会に諮り会長が決める。

第7章 個人情報

第26条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報の取扱いについての方針」に別途定め、適正に運用するものとする。

【 付 則 】

1. 本規約は、昭和44年 4月 1日から一部改正して実施する。
2. 本規約は、昭和46年 5月22日から一部改正して実施する。
3. 本規約は、昭和51年 5月 6日から一部改正して実施する。

4. 本規約は、昭和53年 5月20日から一部改正して実施する。
5. 本規約は、昭和54年 5月19日から一部改正して実施する。
6. 本規約は、昭和59年 2月10日から一部改正して実施する。
7. 本規約は、昭和63年 3月 4日から一部改正して実施する。
8. 本規約は、平成 2年 3月 8日から一部改正して実施する。
9. 本規約は、平成 4年 4月 1日より、1年間、一部休止して実施する。
10. 本規約は、平成 5年 4月 1日より、1年間、試行期間を延長する。
11. 本規約は、平成 6年 4月 1日より、1年間、試行期間を延長する。
12. 本規約は、平成 7年 3月31日をもって学級グループ制の試行を終了し、平成 7年 4月 1日より規約改正期間とする。
13. 本規約は、平成 8年 4月 1日から全面改正して実施する。
14. 本規約は、平成13年 4月 1日から一部改正して実施する。
15. 本規約は、平成14年 4月 1日から一部細則を改正して実施する。
16. 本規約は、平成16年 4月 1日から一部改正して実施する。
17. 本規約は、平成21年 4月 1日から一部改正して実施する。
18. 本規約は、平成24年 4月 1日から一部改正して実施する。
19. 本規約は、平成29年 12月 1日から一部追加して実施する。
20. 本規約は、令和2年 7月 23日から一部改正、修正して実施する。
21. 本規約は、令和5年 4月 1日から一部改正、修正して実施する。

【 細 則 】

1. PTA運営本部員選出の手順

(1) PTA運営本部員候補の選出は次の方法による。

- (イ) 運営本部員選出委員会は、6年を除く各学級から1名以上の候補者を、立候補を募る他、抽選その他の方法により選出する。
 - (ロ) 運営委員会選出委員会は、特段の事情があり次年度PTA運営本部員を務めることが困難と申し出た会員を、審議のうえ当年の選出対象から免除することができる。
 - (ハ) 選出の際、各学級連絡グループは学級の運営本部員選出委員をサポートする。
 - (ニ) 運営本部員選出委員会は、互選会を開き(イ)の方法によって選出された候補者が互選により役職を決める。
 - (ホ) 役員、グループリーダー、校外委員長・副委員長候補にならなかった候補者は、スタッフとして役員会の仕事の補佐をする。
- (2) 互選会後やむを得ない事情により候補者に欠員が出たときは、運営本部員選出委員会が候補者を補充して選出し、運営委員会がこれを承認する。この場合、運営本部員選出委員会は(1)(イ)の規定にかかわらず、欠員が生じた学級以外から候補者を選出することができる。

2. 校外の組織、その他

- (1) 各班から原則として世話人を2名選出し、数班から地区校外委員を1名選出する。ただし、地区班の統合等により見守り範囲が広がり、児童数が増加した場合は、世

話人を最大 4 名まで選出することができる。

- (2) 校外委員と世話人は、児童の校外生活指導と地区子ども会の指導ならびに児童の交通安全の普及に努め、要望等を取りまとめて各機関へ働きかける。
- (3) 学区の青少年委員との意見交換・連絡等にあたる。

3. 同好会について

- (1) 同好会の窓口は役員会が当たる。
 - (イ) 活動費の授受。
 - (ロ) 活動報告と決算報告をうける。
- (2) 各同好会の会員の中から係を決め、会の仕事の分担は、その会の中で運営する。
- (3) 旧会員は、本同好会に入ることはいできない。
- (4) 新設同好会の発足や廃止については、運営委員会で検討する。

4. 校内施設の使用について

PTAで校内施設を使用する際は、事前に副校長に申し出ること。

5. おおぞら学級について

- (1) PTA 運営本部員については本人の立候補以外は選出対象から免除とする。
- (2) 「おおぞら」地区班を構成し、所属する。校外委員会、安全指導、安全パトロールは免除とする。

6. サマー実行委員会について

- (1) 特別委員会の設置
令和 7 年度より、サマー実行委員会を PTA の特別委員会として設置する。
- (2) 構成
委員、係の必要人数はサマー実行委員会で決定する。
また、委員から互選により委員長および副委員長を選出する。
- (3) 任期
委員の任期は 2 年間とし、当該年度 3 月から翌々年度 2 月までとする。
新委員の募集は毎年 3 月上旬に行うものとする。
本人の希望があるときは、再任することができる。

7. 世小 P 役員と常任委員について

- (1) 本校が常任理事校または PTA の広場編集担当校となる場合、世小 P 役員を選出するものとする。
- (2) 本校が常任理事校となる場合、必要に応じて常任委員会を PTA の特別委員会として位置付けることができる。
- (3) 世小 P 役員および常任委員として従事した者については、翌年度以降の PTA 運営本部員の選出にあたり、本人の立候補がある場合を除き、選出の対象に含めないものとする。

【 内 規 】

1. 傷病等について

- (1) 会員等の死亡の場合は次の香典を贈る。
 - (イ) 会員、児童……………金5、000円
 - (ロ) その他の場合は役員会で協議する。
- (2) 傷病等見舞金について
 - (イ) 児童が1ヶ月以上入院の場合は、次の見舞金を贈る。
……………金3、000円
 - (ロ) 災害(火災、交通事故、その他)を受けた場合の見舞金については、そのつど役員会で協議する。
- 2. 交通費について
PTA用務で出張する場合は、交通費(実費)を支給する。
- 3. 文書保管について
 - (1) 文書保管期間は原則3年とし、会計書類は5年とする。
 - (2) 保管期間延長については、必要に応じそのつど役員会で協議する。

【個人情報の取扱いについての方針】

- 私たち船橋小学校PTAは、個人情報保護法や決まりを守り、会員の皆さんからお預かりした大切な個人情報を、正しく利用し、管理します。
- 私たちは会員の皆さんから、会員ご本人のお名前と住所、電話番号、メールアドレス、児童のお名前・学年・クラスの情報をお預かりします。
- 私たちは会員の皆さんからお預かりした情報をPTA活動に必要なこと、例えば会員間の連絡、委員・係決め、校外活動、係活動、会費請求の連絡、会への出欠確認、アンケート調査、地域との連携、同好会の活動などのために利用しそれ以外の目的では使用しません。
- 私たちは会員の皆さんからお預かりした情報を、PTAで決めたルールに従って厳重に管理します。
- 私たちは会員の皆さんからお預かりした情報を、皆さんの同意なしに第三者に提供しません。
- 私たちは会員の皆さんから、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時はこれに応じます。

《管理》

項 目	管理者
<p>○PTA入会承諾書、会員名簿兼学級PTAグループ希望票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご提出いただいたPTA入会承諾書は鍵のかかるキャビネットで保管し、PTA室のみで使用します。また目的完了後、適正に破棄します。 ・会員名簿兼学級PTAグループ希望票は鍵のかかるキャビネットで保管し、翌年度のPTA総会後に破棄します。 ・PTA入会承諾書・会員名簿兼学級PTAグループ希望票に基づき作成した「名簿データ」はUSBに保存し、鍵のかかるキャビネットで保管します。 	担当副会長
<p>○委員会活動に関する個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鍵のかかるキャビネットで保管します。 	担当副会長
<p>○係活動、行事の申込用紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鍵のかかるキャビネットで保管し、翌年度のPTA総会終了後に破棄します。 	担当副会長
<p>○地域との連携・同好会活動に使用する用紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鍵のかかるキャビネットで保管し、翌年度のPTA総会終了後に破棄します。 	担当副会長
<p>○地区班名簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号入りの地区班名簿は、各地区校外委員に所属するブロックの分のみ配付いたします。 ・全ての地区班名簿は鍵のかかるキャビネットで保管し、地区校外委員・世話人が必要とするときはPTA室での閲覧のみ許可いたします。 	校外

※PTA会長は担当者とともに、個人情報の管理・利用について責任を負うものとします。

《引継ぎ》

- 「PTA会員名簿」については、情報整理をした上で新年度のPTA会長に引継ぎを行います。
(新年度は、新入生と転入生の追加登録のみ行います)

《情報の提供》

- 委員会の委員長・同好会代表者・担当副会長へ、PTA会員名簿の情報を提供させていただきます(PTA会長が活動に必要であると判断した場合のみ)。



あ 遊び場開放（あそびばかいほう）

- 世田谷区教育委員会から委託を受けた、遊び場開放運営委員会により運営されています。
- 土・日・祝日など校庭を地域に開放しています。
- 季節にあったイベントが開催されています。
- 指導員がいて、一緒に遊んだり安全に配慮しています。
- 指導員は指導員として登録されPTA会員と地域の方が順番で担当しています。

遊び場ふなっ子夏まつり（あそびばふなっこなまつり）

- 遊び場開放運営委員会主催で PTA や地域の団体等の協力により船橋小学校校庭にて開催するものです。

運営委員会（うんえいいいんかい）

- PTA 運営本部員、学級長、学校側代表が出席して開催される委員会で、PTA 活動に関することを話し合っで決める場です。例えば、次年度の PTA 行事・各委員会の活動計画・予算計画や安全問題など、その時々課題を議論したり、各委員会の活動状況が報告されます。年5回程度開催されます。なお、学校によっては実行委員会ともよびます。

か 学校運営委員会（がっこううんえいいいんかい）

- 船橋小学校は平成 20 年度から地域運営学校に指定され、保護者や地域の方々が、学校の運営に直接参画するようになりました。学校運営委員会は、学校協議会・PTA・卒業生・就学予定保護者・学識経験者等で構成され、児童や保護者、地域の意見を把握し、その意見を学校運営に反映させます。学校運営の基本方針について承認するだけでなく、教職員の採用や任用について教育委員会に意見を述べることもできます。

学校協議会（がっこうきょうぎかい）

- 学校・地域・PTA で構成され、「児童・生徒の健全育成」「地域防災防犯」「教育活動の充実」を協議の中心とし、各学校や地域の実態に即した活動を行っています。

学校関係者評価委員会（がっこうかんけいしゃひょうかいいんかい）

- ・ 児童・保護者・地域住民の期待に応える学校を作るため、各学校長が推薦し、教育委員会が委任した保護者代表・地域住民代表・学識経験者で構成される組織。学校の1年間の活動を振り返るため、全児童、全保護者、地域住民にアンケート調査を行い、次年度の計画に反映させます。

家庭教育学級（かていきょういくがっきゅう）

- ・ 区教委が、心身共に健全な児童の育成を目指し、家庭教育のあり方等を学習する場を設けることを目的として単Pに委託しています。学習会は年3回程度です。

㊦ 互選会（ごせんかい）

- ・ 運営本部員候補者同士の話し合いによる役職決定の会

㊧ 常任理事校・常任理事（じょうにんりじこう・じょうにんりじ）

- ・ 世小Pに所属している小学校は、8つのブロックに分かれており、ブロック単位でPTA活動のとりまとめをする当番校のことで、ブロックの中心となり単P間の親睦を図りPTAの各委員会などの情報交換の手助けをします。ブロック研修会の主催や、ブロック内の校長会長会の招集。世小Pの常任理事会への出席などの活動があります。常任理事校の校長と会長が常任理事となります。船橋小・桜丘小・希望丘小・桜小・世田谷小・笹原小・千歳台小の各小学校が順に常任理事校となります。

新BOP（しんぼっぽ）

- ・ BOP（Base of playing「遊びの基地」）の略。放課後の遊び場対策として、児童を対象に小学校の施設を利用して遊びを通じた異年齢交流を促進し、健全育成を図る事業）と学童クラブ（仕事をもつ親のために子どもたちが夕方まで安全に過ごせるよう放課後子どもを預かる事業）の機能を併せもつ仕組みとして世田谷区が独自に実施しているもの。

㊨ 青少年委員（せいしょうねんいいん）

- ・ 学校長やPTA・地域の代表の推薦に基づいて教育委員会から委嘱された方。各小学校区に1名配置され（学区内の中学校も担当します）、青少年育成に携わっています。

青少年地区委員会（せいしょうねんちくいいんかい）

- ・ 青少年をめぐる社会環境の浄化、地域社会における青少年の健全育成をはかることを目的として、出張所管轄区域ごとに設置されています。委員は学校長、民生児童委員、青少年委員、保護司、商店会、町会などで、PTAからも委員が出ます。委員は区長の委嘱となります。

世小P（せしょうぴー）

- ・ 世田谷区立小学校PTA 聯合協議会の略。
各小学校のPTA間の情報交換、共通の問題点の解決のために組織されています。主な活動は各地域〔ブロック〕ごとに行っています。

㊦ 総会（そうかい）

- ・ PTAの最高議決機関。定期総会では前年度の活動報告、会計報告、新年度活動案、予算案が話し合われ決定します。総会の承認を受けて、その年度の活動が行われます。

㊧ 単P（たんぴー）

- ・ 各小学校PTAのことを単位PTA又は単Pといいます。
たとえば、船橋小学校PTA＝単位PTA＝単P

単P研修会（たんぴーけんしゅうかい）

- ・ それぞれの学校単位に教師と保護者で行う研修会。
- ・ 「児童の幸せ」を追求していく上での諸問題を教師と保護者が話し合いながらPTAの向上発展を目指すことを目的としています。
- ・ 学習会は年1回程度。
- ・ 単P研修会→ブロック研修会→世小P合同研修会と段階を追って開催。

㊨ 地区班（ちくはん）

- ・ 通学路に基づき、居住地域の近い者がひとまとまりになり班をつくります。
パトロールや安全指導、子ども会の開催(任意)などを班ごとに行っています。

㊩ ブロック（ぶろっく）

- ・ 区立小学校61校が8ブロックに分かれ、各ブロック会を組織します。
- ・ 船橋小は、桜・桜丘・世田谷・千歳台・笹原・希望丘の各小学校と共に第4ブロックに属します。

ブロック研修会（ぶろっくけんしゅうかい）

- ・ ブロックごとに研修テーマを決め、各単Pがテーマに沿って単P研修会を開催し、ブロックの常任理事校を会場にして各単Pごとに報告、発表します。同時にブロック研修として講演会等が催されます。

船橋あおばまつり（ふなばしあおばまつり）

- ・ 船橋町会主催で船橋あおばまつり実行委員会を組織し、例年5月下旬から6月上旬の日曜日に池田公園及び船橋地区会館にて開催するものです。

船橋ふれあいまつり（ふなばしふれあいまつり）

- ・ 世田谷区の後援を得て、船橋管内諸団体が船橋ふれあいまつり実行委員会を組織し、例年 11 月 3 日に希望が丘公園にて開催するものです。

㍈ ベルマーク（べるまーく）＝教育設備助成金

- ・ 〔財〕教育設備助成金に協賛する企業のベルマークを集め（1 点 1 円）、その対価で学校設備充実のための備品を購入します。購入金額の 10%は、へき地学校、特殊教育学校、海外の発展途上国への助成金となります。

㍍ 民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）

- ・ 地域のなかの身近な相談相手として活動している方。子どもについての悩みなどの相談に助言援助をおこないます。

みんなで学ぶPTA（みんなでまなびびーていーえー）

- ・ 子どもたちの健全な成長や幸せの実現を目指し、PTAのよりよい活動のあり方をみんなで情報交換し、学びあう勉強会です。
- ・ 初めてPTA 役員・学級長・単P 研修会担当になられた方対象。
- ・ 広報分科会・校外分科会も開催。
- ・ 教育委員会・世小Pとの共同事業。



平成 20 年度「PTA 規約&ガイド」改訂準備会作成・発行



船橋小学校 校歌

作詞 勝 承 夫
作曲 平井 康三郎

1. はてない空は こどもの空だ
大きな 楽しい 夢がわく
心も揃う 船橋の
われらは強い子 元気な子
若木のように すくすくのびる



2. みどりの風が やさしく吹けば
松にも椎にも 鳥がくる
平和な気風 船橋の
われらはなかよく 考える
明るくいつも ぴちぴち跳ねる

3. かがやく空に チャイムが鳴れば
はるかな富士も きいている
日本の明日を 船橋の
われらの力で 担おうよ
楽しい胸が わくわくおどる

